

むつ市農業委員会総会会議録

第739回総会
平成28年11月9日

むつ市農業委員会

むつ市農業委員会第739回総会議事録

1. 開催日時 平成28年11月9日（水）午前10時50分から午前11時45分
2. 開催場所 むつ市役所 大会議室 A
3. 出席委員（22名）

議席	役職名	氏名
2	農業委員	青木 明
3	〃	杉山 重一
5	〃	坂本 正一
6	〃	畑中 光政
7	〃	蛭名 修一
8	〃	柏谷 均
9	会長	立花 順一
10	農業委員	鴨田 輝雄
13	〃	村口 鉄雄
14	〃	野里 岩雄
15	〃	嶋影 秀子
16	〃	向川 則勝
17	〃	林 忠久
18	〃	小林 義顯
19	〃	柳澤 都市秋
20	〃	福永 忠雄
23	農業委員	杉山 武美
25	〃	柴田 峯生
26	〃	中嶋 寿樹
28	〃	板井 弘巳
29	〃	立花 幸雄
30	〃	水戸 隆璽

4. 欠席委員（6名）

議席	役職名	氏名
1	農業委員	北川岩男
4	〃	菊池秀藏
11	〃	菅原靖博
12	〃	工藤輝雄
22	会長職務代理者	村口利光
24	農業委員	本山日満夫

5. 議事の概要

- 日程第1 会議録署名委員の指名
日程第2 会期の決定
議案第1号 農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の変更に関する意見について
議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第4条第1項の規定に基づく県知事の許可に係る意見について
議案第4号 非農地証明交付申請について
議案第5号 農地利用状況調査に伴う非農地の承認について
議案第6号 むつ市農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数を定める条例(案)について
議案第7号 むつ市農業委員会の農地利用最適化推進委員選任に関する規則(案)について
報告事項 農地法第18条第6項の規定による届出について
農地の転用事実に関する照会について
職員の併任発令について

6. 会議に従事した職氏名

局長 工藤初男
次長 寺島誠
主任主査 対馬亮子
主事 種市大輝

7. 会議録署名委員

13番 村口鉄雄 14番 野里岩雄

8. 会議記録者

農業委員会事務局 主任主査 対馬亮子

9. 会 議 の 概 要

議長	<p>ただいまから、むつ市農業委員会第739回総会を開催いたします。</p> <p>ただいまの出席委員は、28名中22名で定足数に達しております。</p> <p>本日、11番工藤委員、24番本山委員より、欠席の旨通告がありましたのでご報告いたします。</p> <p>また、1番北川委員、4番菊池委員、11番菅原委員、22番村口利光会長職務代理者は、欠席となっております。</p> <p>これより、本日の会議を開きます。</p> <p>日程第1、会議録署名委員の指名を行います。</p> <p>会議録署名委員は、むつ市農業委員会会議規則第43条の規定により議長において、13番村口鉄雄委員、14番野里委員を指名いたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には事務局職員の対馬主任主査を指名いたします。</p> <p>日程第2、会期の決定を行います。</p> <p>本総会は、本日1日としたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。</p>
各委員	(異議なしの声)
議長	<p>ご異議がないので、本総会の会期は本日1日とすることに決定いたします。</p> <p>それでは、議案審議に入ります。</p> <p>議案第1号、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に関する意見について、を議題に供します。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>議案第1号、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に関する意見について、ご説明いたします。</p> <p>変更の内容につきましては、本日農林畜産振興課の担当者が出席しておりますので、担当者からご説明いたします。</p>
農林畜産振興課	<p>議案第1号、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想案について、ご説明申し上げます。</p> <p>本構想につきましては、農業経営基盤強化促進法第6条の規定に基づき市町村が定めることができるものであり、当市の農業経営基盤の強化の促進に関する目標・農業経営規模、生産方式、経営管理方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標及び、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標・効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項・農業経営基盤強化促進事業に関する事項・農地利用集積円滑化事業に関する事項等を概要としております。</p> <p>これは、青森県で策定する「青森県農業経営基盤強化促進に関する基本方針に即した内容であることが、策定の要件となっており、今回の変更につきましては、県基本方針の変更に伴う変更となっております。</p> <p>変更の概要につきましては、お配りした「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更の概要」のとおりとなっておりますので委員各</p>

位のご審議のほどよろしく申し上げます。

以上で説明を終わります。

議長

議案第1号について、質疑を許します。
質疑ございませんか。

各委員

(異議なしの声)

議長

質疑がありませんので、議案第1号は意見がない旨、むつ市長へ回答いたします。

議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、1件を議題に供します。

事務局より説明願います。

事務局

議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。

受付第1号、申請地は大字奥内字金谷沢1番50、面積3,233㎡であります。

申請地は、譲渡人世帯が耕作してきたものであります。譲受後は牧草の栽培地として利用するものであります。

調査については、10月26日坂本委員、立花幸雄委員、事務局により許可申請による調査をした結果、農地法第3条第2項各号に該当は認められず、特に問題はないと思われまます。

以上で説明を終わります。

議長

ただいまの説明に関して、現地調査を行った委員から補足説明がありましたらお願いいたします。

坂本委員

議案第2号受付第1号の有償移転について説明がありましたが、現地調査をした結果、事務局の説明どおり、特に問題となることはありません。

議長

議案第2号について、質疑を許します。
質疑ございませんか。

各委員

(異議なしの声)

議長

質疑がありませんので、議案第2号は原案のとおり承認いたしました。

議案第3号、農地法第4条第1項の規定に基づく県知事の許可に係る意見について、1件を議題に供します。

事務局より説明願います。

事務局

議案第3号、農地法第4条第1項の規定に基づく県知事の許可に係る意見について、ご説明いたします。

受付第1号、申請地は、大字奥内字大室平31番4、面積365㎡であります。

この案件につきましては、すでに第733回総会にて許可しておりましたが、その後、県への申請段階で当申請地は農業振興地域整備計画への記載が必要であると判明し、一度取り下げておりました。その後、10月17日付で農業振興地域整備計画の変更が公告されたため、あらためて申請しております。

申請内容等につきましては、前回申請時と変更はありません。

調査については、10月26日坂本委員、立花幸雄委員、事務局により許可申請による調査をした結果、申請内容については、建ぺい率等特に問題はなく、不許可要件には該当せず、許可相当であると思われま

す。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関して、現地調査を行った委員から補足説明がありましたらお願いいたします。

坂本委員 特に問題となることはありません。ただ、再提案でありまして約1年余りかかっていますので、やはり最初の相談の段階で慎重な対応が必要だったのでないかと私自身思いました。以上です。

議長 議案第3号について、質疑を許します。
質疑ございませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 質疑がありませんので、議案第3号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。
議案第4号、非農地証明交付申請について、1件を議題に供します。
事務局より説明願います。

事務局 議案第4号、非農地証明交付申請について、ご説明いたします。
申請地は、大字奥内字近川8番485他2筆、地目は畑、面積合計3,575㎡であります。
調査については、10月26日坂本委員、立花幸雄委員、事務局で調査した結果、相当年数以前より耕作されておらず、農地として著しく復元困難であるため、非農地相当であると思われま

す。以上で説明を終わります

議長 ただいまの説明に関して、現地調査を行った委員から補足説明がありましたらお願いいたします。

立花幸雄委員 議案第4号受付第1号について補足説明させていただきます。写真を載せていますが、ごらんのとおり山林化しているので、事務局の説明どおり非農地相当であると思われま

議長 議案第4号について、質疑を許します。
質疑ございませんか。

各委員	(異議なしの声)
議長	<p>質疑がありませんので、議案第4号は原案のとおり承認いたしました。</p> <p>議案第5号、農地利用状況調査に伴う非農地の承認について、を議題に供します。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>議案第5号、農地利用状況調査に伴う非農地の承認についてご説明いたします。</p> <p>本議案は、農地利用状況調査に伴い農地の確認をした結果、非農地と判断できる農地及び以前より転用済みの農地などが発見されましたので、筆数合計786筆、面積合計813,281.88㎡を、農地台帳から削除するためのものです。</p> <p>それでは、現地の空中写真を、スライドで見させていただきます。</p> <p>(スライドにより、空中写真の説明)</p>
議長	<p>議案第5号について、質疑を許します。</p> <p>質疑ございませんか。</p>
各委員	(異議なしの声)
議長	<p>質疑がありませんので、議案第5号は原案のとおり承認いたしました。</p> <p>議案第6号、むつ市農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数を定める条例(案)及び、議案第7号、むつ市農業委員会の農地利用最適化推進委員選任に関する規則(案)についてと、報告事項である職員の併任発令については、関連がありますので、一括して事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>議案説明に際し、「農業委員会等に関する法律」の改正概要と、併せて説明をさせていただきます。</p> <p>今回の改正は大きく分けて、4つの重点項目となっております。</p> <p>まず、1農業委員会の事務の重点化、2農地利用最適化推進委員の新設、3農業委員の選出方法、4農業委員及び農地利用最適化推進委員の定数に沿って、カラー印刷してあります「新たな農業委員会制度」が始まります。」を使って説明をさせていただきます。</p> <p>2ページをご覧ください。</p> <p>まず、第一に農業委員会の事務の重点化として、これまで、任意の事務とされてきた「農地等の利用の最適化の推進」が、必ずやらなければならない事務となったことにより、3ページ「②農地利用最適化推進委員の新設」と記載されてあるとおり、農地利用最適化推進委員が、新設されることとなりました。</p> <p>推進委員の役割は、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進など、担当区域内の農地等の利用の最適化の推進のための現場活動を行うということとなっております。</p> <p>4ページをお開きください。</p>

農業委員の任命及び推進委員の委嘱についてですが、これまでの農業委員は、公選制、いわゆる選挙による方法と推薦で行われてきましたが、これが廃止され、市長が議会の同意を得て農業委員を任命することとなりました。

市長が農業委員を任命するということは、市長の権限に属するというこゝとで、農業委員の任命等に関する事務は、市長部局となることことから、今回の総会の報告事項「職員の併任」について、農業委員の任命等に関する事務を行うため、現在の農業委員会事務局職員全員をむつ市経済部職員として併任するもので、事務局長は経済部理事、事務局次長は経済部副理事、経済部農林畜産振興課主任主査、経済部農林畜産振興課主事へ併任となります。

また、「推進委員の委嘱については、新農業委員会が行う。」ということとなっています。

6ページをお開きください。

農業委員・推進委員の定数ですが、農業委員の定数については、市長部局の所管になりますので、この場で、このような条例案でということは示せませんが、法律の解釈だけ説明させていただきたいと思ひます。

定数の基準となる、むつ市の平成28年9月現在の農地面積は3,950ha、農家戸数は1,824戸ですので、6ページの表に合わせると、2の1の項及び3の項に掲げる農業委員会以外の農業委員会の、推進委員を委嘱する農業委員会となりますので、農業委員の定数の上限は19名となります。

7ページをお開きください。

推進委員の定数は、農業委員会内の農地面積をha換算して、100で割り、小数点以下を切り上げた人数となることから上限は40名となります。

以上が法律の改正概要となります。

それでは、議案第6号むつ市農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数を定める条例（案）についてですが、定数第2条については、推進委員は、法律の基準にあわせれば40名までとすることができますが、推進委員の委嘱に際しては、担当する区域を定めなければならないことから、1人当たりの担当面積、担当する区域の事情等によって10名としました。

現在の農業委員の定数は、欠員があるものの30名となっておりますが、農業委員はむつ市の農地全体について責任を負い、総会の場で発言し、議決権を行使するという責任ある立場であるとともに、農地を守るという観点からすれば、推進委員とともに最適化に努めていただき、現在1人当たりの担当面積は約130haとなっており、仮に推進委員10名、農業委員19名となれば現在の一人あたりの担当する面積とほぼ同じとなることや、区域を定めることによって、人の居ない空白地域が出てくること、その地区から推進委員がでなくなる恐れがあることなどから、その範囲を大きく区分したものです。

定数を定める条例（案）については以上です。

続けて、議案第7号むつ市農業委員会の農地利用最適化推進委員選任に関する規則（案）についてですが、推進委員の担当区域第2条ですが、別表となっています。小字表記となっております。担当地区（案）の地図も添付しましたので参考にして頂ければと思ひます。

推薦及び応募の資格として第3条、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者で、法第8条第4号、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者。禁固刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者。むつ市の職員でない者。ただし、特別職にある者はこの限りでない。また、社会的経験等を踏まえ20歳以上としました。

また、推薦する団体等とは、農業者が組織する団体及び町会等となっております。

以上で議案第6号、議案第7号及び報告事項の説明を終わります。

議長

議案第6号について、質疑を許します。
質疑ございませんか。

各委員

(異議なしの声)

議長

質疑がありませんので、議案第6号は意見が無い旨報告いたします。
次に、議案第7号について、質疑を許します。
質疑ございませんか。

各委員

(異議なしの声)

議長

質疑がありませんので、議案第7号は原案のとおり承認いたしました。
続きまして、農地法第18条第6項の規定による届出について3件、農地の転用事実に関する照会について4件、報告事項があります。
事務局より説明願います。

事務局

報告第1号、農地法第18条第6項の規定による届出について、ご説明いたします。

受付第1号、申請地脇野沢渡向386番、一般社団法人むつ市脇野沢農業振興公社への賃借の合意解約が提出されたので、ご報告いたします。

受付第2号、申請地脇野沢鹿間平178番1、一般社団法人むつ市脇野沢農業振興公社への賃借の合意解約が提出されたので、ご報告いたします。

受付第3号、申請地脇野沢鹿間平172番1、一般社団法人むつ市脇野沢農業振興公社への賃借の合意解約が提出されたので、ご報告いたします。

引き続き、報告第2号から第5号、農地の転用事実に関する照会について、ご説明いたします。

報告第2号、申請地金曲三丁目16番4、地目は畑、面積332㎡、調査につきましては、10月11日、菅原委員、工藤委員、林委員、事務局で調査した結果、相当年数以前より耕作されておらず、農地として著しく復元困難であるため、非農地と回答いたしました。

報告第3号、申請地脇野沢田ノ頭194番1、地目は田、面積3,057㎡、調査につきましては、10月11日、向川委員、柴田委員、事務局で調査した結果、相当年数以前より耕作されておらず、農地として復元しても継続して利用する事が出来ないと見込まれるため、非農地と回答いたしました。

報告第4号、申請地脇野沢桂沢95番1他1筆、地目は畑、面積合計265㎡、調査につきましては、10月11日、向川委員、柴田委員、事務局で調査した結果、農地として復元しても継続して利用する事が出来ないと見込まれるため、非農地と回答いたしました。

報告第5号、申請地大字田名部字土手内74番366、地目は田、面積2,580㎡、調査につきましては、10月19日、菅原委員、工藤委員、事務局で調査した結果、農地として復元しても継続して利用する事が出来ないと見込まれるため、非農地と回答いたしました。

以上で説明を終わります。

以上で、本日の議案審議及び報告事項はすべて終了しました。

これをもちまして、むつ市農業委員会第739回総会を閉会します。

10. 会議録署名委員

<u>会議録署名委員</u>	村 口 鉄 雄
<u>会議録署名委員</u>	野 里 岩 雄